

## ○ 農業用機械施設補助の整理合理化について

昭和 57 年 4 月 5 日 57 予第 401 号  
農林水産事務次官から各地方農政局長、  
北海道知事、沖縄総合事務局長あて  
最終改正 平成 26 年 3 月 31 日 25 予第 1131 号

昨今、行財政の合理化、効率化の見地から補助金等の整理合理化について強い要請があり、農業助成についても、補助金等の整理、統合・メニュー化、補助内容の見直し・重点化等が求められている。また、行政においても、昭和 56 年 8 月 25 日に「行財政改革に関する当面の基本方針」が閣議決定され、その中において補助金等の整理合理化の方向が示されたところである。

このような状況に対処するため、農林水産省においては、昭和 57 年度予算において補助金等を大幅に統合・メニュー化する等補助金等についての見直しを行ってきたところであるが、この度その一環として、農業用機械施設補助について補助対象の重点化等の観点からより一層の整理合理化と補助対象の明確化を図ることとし、下記の通り補助対象とする範囲の基準を定めたので、御了知の上、趣旨の徹底と事業の円滑な遂行に遺憾のないようにされたい。

なお、これに伴い、各補助事業の実施要領等に、農業用機械設備の補助についてはこの通達による旨を規定することとされたので、留意されたい。

これと関連して、農林漁業金融公庫の主務大臣指定施設資金のうち農業用機械施設に対する融資枠を増加することとされたので、申し添える。

また、この通達の制定に伴い、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和 54 年 4 月 3 日付け 54 予第 265 号農林水産大臣官房長通達）は廃止したので、御了知ありたい。

おって、貴管内の都府県知事には、貴職から通知されたい。

以上、命により通知する。

### 記

- 1 農業用機械のうち、トラクターその他の汎用作業機械等の個別経営になじむ機械については、補助対象としない。その他の農業用機械については、地域における普及度等を考慮して対象作目等ごとに関係局庁の長が別に定める共同利用機械に限り補助対象とする。
- 2 農業用施設のうち、温室、畜舎、サイロ、果樹棚等の個別経営になじむ施設については、補助対象としない。ただし、当該施設が実験展示又はモデル・パイロット的なもの等特別の事由があるもので、関係局庁の長が別に定める共同利用施設に限り補助対象とする。
- 3 1 及び 2 にかかわらず、農用地造成により創出された大規模経営に係る機械施設及び公共育成牧場に係る共同利用の機械施設は、補助対象とする。
- 4 1 及び 2 にかかわらず、地域による機械施設の普及度等を考慮し、次の事業に係る共同利用機械施設は、補助対象とする。
  - (1) 沖縄、南西諸島対策事業
  - (2) 活動火山対策事業
  - (3) 条件不利地域対策事業
  - (4) アイヌ農林漁業対策事業

### 附 則

- 1 この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

# 農業用機械施設の補助対象範囲の基準について

57農蚕第2503号  
昭和57年4月5日  
農林水産省構造改善局長  
農林水産省農蚕園芸局長  
農林水産省畜産局長  
農林水産省食品流通局長  
林野庁長官

通知

- 改正 昭和60年4月5日60農蚕第1949号
- 改正 昭和61年4月4日61農蚕第1950号
- 改正 昭和62年5月20日62農蚕第2838号
- 改正 昭和63年4月7日63農蚕第2012号
- 改正 平成元年5月29日元農蚕第2635号
- 改正 平成2年6月7日2農蚕第2245号
- 改正 平成4年4月9日4農蚕第2438号
- 改正 平成5年4月1日5農蚕第2394号
- 改正 平成6年4月1日6農蚕第1403号
- 改正 平成7年4月1日7農蚕第1233号
- 改正 平成8年4月1日8農産第1424号
- 改正 平成9年4月1日9農産第1401号
- 改正 平成11年4月1日11農産第915号
- 改正 平成12年4月1日12農産第1444号
- 改正 平成13年4月1日12生産第2162号
- 改正 平成14年4月1日13生産第10278号
- 改正 平成15年4月11日15生産第133号
- 改正 平成16年3月19日15生産第8017号
- 改正 平成16年4月1日15生産第8154号
- 改正 平成17年4月1日16生産第8146号
- 改正 平成18年3月31日17生産第8314号
- 改正 平成19年3月30日18生産第9049号
- 改正 平成19年7月30日19生産第2820号
- 改正 平成19年12月11日19生産第5669号
- 改正 平成20年3月31日19生産第10146号
- 改正 平成20年10月16日20生産第3976号
- 改正 平成21年3月31日20生産第10027号
- 改正 平成21年3月31日20総合第2210号
- 改正 平成21年3月31日20消安第13266号
- 改正 平成21年3月31日20経営第7198号
- 改正 平成21年3月31日20農振第2119号

改正 平成21年 5月29日21生産第 1072号  
改正 平成21年 5月29日21総合第 317号  
改正 平成21年 5月29日21消安第 1773号  
改正 平成21年 5月29日21経営第 684号  
改正 平成21年 5月29日21農振第 437号  
改正 平成22年 4月 1日21生産第 9811号  
改正 平成22年 4月 1日21総合第 2126号  
改正 平成22年 4月 1日21消安第14625号  
改正 平成22年 4月 1日21経営第 7048号  
改正 平成22年 4月 1日21農振第 2202号  
改正 平成23年 4月 1日22生産第10949号  
改正 平成23年 4月 1日22総合第 1811号  
改正 平成23年 4月 1日22消安第10201号  
改正 平成23年 4月 1日22経営第 7299号  
改正 平成23年 4月 1日22農振第 2258号  
改正 平成24年 4月 6日23消安第 6630号  
改正 平成24年 4月 6日23食産第 3942号  
改正 平成24年 4月 6日23生産第 6178号  
改正 平成24年 4月 6日23経営第 3607号  
改正 平成24年 4月 6日23農振第 2725号  
改正 平成24年 4月 6日23消安第 6630号  
改正 平成25年 5月16日25消安第 710号  
改正 平成25年 5月16日25食産第 527号  
改正 平成25年 5月16日25生産第 507号  
改正 平成25年 5月16日25経営第 447号  
改正 平成25年 5月16日25農振第 280号  
改正 平成26年 4月 1日25消安第6415号  
改正 平成26年 4月 1日25食産第4925号  
改正 平成26年 4月 1日25生産第3474号  
改正 平成26年 4月 1日25経営第3809号  
改正 平成26年 4月 1日25農振第2381号  
改正 平成27年 4月 9日26消安第6784号  
改正 平成27年 4月 9日26食産第4815号  
改正 平成27年 4月 9日26生産第3533号  
改正 平成27年 4月 9日26農振第2278号  
改正 平成28年 4月1日27消安第6188号  
改正 平成28年 4月1日27食産第6238号  
改正 平成28年 4月1日27生産第2839号  
改正 平成28年 4月1日27農振第2346号

改正 平成28年 4月1日27政統第 974号  
改正 平成30年 3月30日29消安第6667号  
改正 平成30年 3月30日29食産第5449号  
改正 平成30年 3月30日29生産第2320号  
改正 平成30年 3月30日29農振第2323号  
改正 平成30年 3月30日29政統第1933号  
改正 平成31年 3月28日30消安第6195号  
改正 平成31年 3月28日30食産第4879号  
改正 平成31年 3月28日30生産第2082号  
改正 平成31年 3月28日30農振第3128号  
改正 平成31年 3月28日30政統第2062号  
改正 令和 4年 4月 1日 3新食第2101号  
改正 令和 4年 4月 1日 3消安第7062号  
改正 令和 4年 4月 1日 3農産第3656号  
改正 令和 4年 4月 1日 3畜産第2002号  
改正 令和 4年 4月 1日 3農振第2849号  
改正 令和 5年 4月 1日 4新食第2945号  
改正 令和 5年 4月 1日 4消安第7127号  
改正 令和 5年 4月 1日 4農産第5186号  
改正 令和 5年 4月 1日 4畜産第2720号  
改正 令和 5年 4月 1日 4農振第3344号  
最終改正 令和 6年 4月 1日 5新食第2963号  
最終改正 令和 6年 4月 1日 5消安第7407号  
最終改正 令和 6年 4月 1日 5農産第4860号  
最終改正 令和 6年 4月 1日 5畜産第2783号  
最終改正 令和 6年 4月 1日 5農振第3051号

農業用機械施設補助については、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知。以下「次官通知」という。）により、補助対象とする範囲の基準が示されたところであるが、同通知の1の「別に定める共同利用機械」、2の「別に定める共同利用施設」については、下記のとおりとしたので、通知する。

なお、貴局管内の都府県知事には、貴職から通知されたい。

## 1 次官通知の記の1の「別に定める共同利用機械」について

次官通知の記の1において補助対象となる「別に定める共同利用機械」は、対象作物、対象地域ごとに別表第1に掲げるとおりとする。

ただし、上記にかかわらず、農産物自由化関連対策等に係る共同利用機械にあつては、別表第1に掲げるもののほか、次のものを補助対象とする。

### (1) 農山漁村振興交付金

ア かんしょ掘取機

イ かんしょつるきり機

ウ ポテトプランター

エ 雑豆用コンバイン

オ 播種マルチ同時作業機（落花生の播種用に限る。）

カ 落花生収穫機

キ こんにゃくいも植付機

ク 走行式動力噴霧機（こんにゃくいも用に限る。）

ケ 弾丸暗渠機

コ ディッチャー

サ テッターレーキ（北海道にあつては乗用トラクター用で、作業幅2.4メートル以上のチェーン型のもの、都府県にあつては乗用トラクター用で作業幅3.3メートル以上のロータリー型のもの以外のものに限る。）

シ ヘーレーキ（北海道にあつては乗用トラクター用で、作業幅4.0メートル以上のフィンガーホイール型のもの、都府県にあつては乗用トラクター用のものに限る。）

ス 創意工夫発揮事業として、地域が掲げる目標達成のために必要と認められる機械

ただし、アからカまで並びにケ及びコに掲げる機械については、雑豆、落花生、いも類、かんきつ、りんご、ぶどう及びももを対象とした場合に限る。

### (2) 消費・安全対策交付金

地域提案として、地域が掲げる目標達成のために必要と認められる機械

### (3) 農山漁村振興交付金のうち農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）実施要領（令和4年4月1日付け3農振第2921号）別記3の別表3の1の第1の1の（12）において実施する事業については、別表第2に掲げる機械

## 2 格納庫の取扱い

格納庫については、補助対象機械を収容し、かつ、当該機械と併せて設置する場合に限り補助対象とする。この場合、補助対象に係る床面積規模は、補助対象機械の大きさ及び台数からみて合理的なものであるとともに、設置場所の立地条件等からみて、通路等の関連空間及び設置空間が適正に確保されているものとする。

## 3 次官通知の記の2の「別に定める共同利用施設」について

次官通知の記の2において補助対象となる「別に定める共同利用施設」は、別表第3に掲げる共同利用施設とする。

別表第1

対象作目等		稲		麦類		豆類		子実用とうもろこし	
農業用機械の種類	対象地域	北海道	都府県	北海道	都府県	北海道	都府県	北海道	都府県
播種、定植用機械		※ 田植機（紙マルチ田植機で、複合作業機を含み、回転式植付機構を有し、乗用で、6条植以上のものに限る。）  水稻直播機（施肥等複合作業機を含み、出芽、苗立を安定させるための播種深度の調節機能等を有するものに限る。）		施肥播種同時作業機（耕起及び砕土機能を有するものを含み、作業幅1.4m以上のものに限る。）		施肥播種同時作業機（耕起及び砕土機能を有するものを含み、作業幅1.4m以上のものに限る。）		真空播種機（施肥等複合作業機を含み、作業幅1.4m以上のものに限る。）	
収穫、調製用機械						豆用ピッカーローダー		コーンヘッダー	
防除用機械等		※※ 無人航空機  栽培管理ビークル（乗用型で、防除、施肥等生育期間中の管理作業機能を有し、かつ、田植作業アタッチメントの装着が可能なものに限る。） レーザー式均平作業機（土層改良、耕うん整地作業機を含み、レーザー光線の受光により田面の高低差を感知して作業機を昇降させる機能を有するものに限る。）		※※ 無人航空機  栽培管理ビークル（乗用型で、中耕・培土、防除等生育期間中の管理作業能力を有するものに限る。）		※※ 無人航空機  弾丸暗きょ機（複合作業機を含む。）  栽培管理ビークル（乗用型で、中耕・培土、防除等生育期間中の管理作業能力を有するものに限る。）		※※ 無人航空機  栽培管理ビークル（乗用型で、中耕・培土、防除等生育期間中の管理作業能力を有するものに限る。）	

- (注) 1) ※印の農業用機械については、都道府県段階の土地利用型農作物生産性向上指針等の生産性水準の目標に即して効率的な生産単位を育成する場合に限り補助対象とする。
- 2) ※※印の農業用機械については、関係機関の濃密な指導の下に、当該機械を導入することにより、先進的技術の普及の拠点となる先導的なモデル地区を育成する場合に限り補助対象とする。
- 3) 複合作業機とは、2以上の作業を1作業工程で行うことが可能な作業機をいう。

対象作目等		い も 類		て ん 菜	特 産 農 作 物	
農業用機械の種類	対象地域	北 海 道	都 府 県	北 海 道	北 海 道	都 府 県
播種、定植用機械				てん菜直播機（乗用トラクター用又は自走式で4条植（傾斜畑のため4条植以上の作業が著しく困難な地域にあつては、2条植）以上のものに限る。）		い等の植付機（複合作業機を含み、乗用トラクター用又は自走式で、6条植以上のものに限る。）
収穫、調製用機械		ポテトハーベスター（ピックアップ型又はフロアコンベア型の乗用トラクター用又は自走式のものに限る。）		ビートハーベスター（タッパー付きに限る。）	そばの収穫機（乗用トラクター用又は自走式のものに限る。ただし、ハーベスターを除く。）	そば、はとむぎ等の収穫機（乗用トラクター用又は自走式のものに限る。ただし、そばについてはハーベスターを除く。） こんにゃく芋ハーベスター
防除用機械等		ベッドフォーマ（乗用トラクター用又は、自走式のものに限る。） セパレータ（乗用トラクター用又は、自走式のものに限る。）				茶複合管理機（乗用又は自走式のものに限る。）

対象作目等		果樹・花き		桑	野 菜	
農業用機械の種類	対象地域	北 海 道	都 府 県	都 府 県	北 海 道	都 府 県
播種、定植用機械					野菜全自動移植機 にんにく植付機	
収穫、調製用機械		収穫作業機（振動式収穫作業機及び花き球根掘取機を除き、収容装置付きで、乗用トラクター用又は自走式のものに限る。）		桑収穫機（乗用のものに限る。）	スイートコーン収穫機（加工用でかつ車輪式のものを除く。） にんじん収穫機（収容装置付きで、自走式のものに限る。） だいこん収穫機（挟持搬送装置付きで、乗用トラクター用又は自走式のものに限る。） ※※ 結球性葉菜類収穫機（収容装置付きで、乗用トラクター用又は自走式のものに限る。） ごぼう収穫機（挟持搬送装置付きで、乗用トラクター用又は自走式のものに限る。） たまねぎ収穫機 非結球性葉茎菜類収穫機 重量野菜運搬作業車（昇降装置（フォークリフト機能）を有するものに限る。）	トマト（加工用に限る。） 収穫機（一挙収穫型の自走式のものに限る。）
防除用機械等		傾斜地用多目的管理機（自走式のもので、防除機能を有し、かつその他の機能を2以上有するものに限る。） 風筒式防除機（自走式又は搭載型のものに限る） 無人作業機（自走式のものに限る。）			野菜残さ収集機 ※※ 無人航空機  栽培管理ビークル 畝立同時施肥機	



対象作目等		農作物種子		飼料作物（野草及び農場副産物を含む。）	
農業用機械の種類	対象地域	北海道	都府県	北海道	都府県
播種、定植用機械		稲、飼料作物及び馬鈴しょの種子生産用定植機		※※※ 牧草播種機（複合作業機を含み、乗用トラクター用で、条播きにあつては、12条播き以上のものに限る。） 追播種機	
		稲、大豆、飼料作物及び馬鈴しょの種子生産用播種機		とうもろこし播種機（複合作業機を含み、乗用トラクター用で、4条播き以上のものに限る。）	
収穫、調製用機械		稲、麦類、豆類、飼料作物、雑穀及び馬鈴しょの種子生産用収穫用機械		モアコンディショナー及びヘイコンディショナー（乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.8メートル（肉用牛を対象とするものにあつては、1.6メートル）以上のものに限る。）	モアコンディショナー及びヘイコンディショナー（乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.6メートル以上のものに限る。）
		稲、麦類、豆類及び飼料作物の種子生産用調製用機械		フォレージハーベスター（乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.5メートル以上のユニット型のもの又はコーン専用機に限る。）	フォレージハーベスター（乗用トラクター用又は自走式のものに限る。）
				テッターレーキ（乗用トラクター用で、作業幅4.0メートル以上のロータリー型のものに限る。）	テッターレーキ（乗用トラクター用で、作業幅3.3メートル以上のロータリー型のものに限る。）
				ロールベラー（ピックアップ幅1.2メートル以上のロール型、細断型ロールベラー又は稲発酵粗飼料用ロールベラーに限る。）	ロールベラー（ピックアップ幅1.0メートル以上のロール型、細断型ロールベラー又は稲発酵粗飼料用ロールベラーに限る。）
				汎用型飼料収穫機	
				梱包解体機、運搬機（積載量1.5トン以下のロードワゴンを除く。）	
				梱包格納用機械	
				サイレージ取出機、積込機（フロントローダー、ホイールローダー及びこれらに装着する飼料作物積込アタッチメントに限る。）	
				稲わら収集機	
				アンモニア処理機	
				コーンヘッダー	
防除用機械等		走行式動力噴霧機（稲、麦類、大豆、雑穀及び馬鈴しょ用を除く。）		家畜ふん尿土壌還元用機械（乗用トラクター用又は自走式の家畜ふん尿散布機）	
		馬鈴しょ用茎葉処理機（乗用トラクター用又は自走式のものに限る。）		無人航空機	

(注) 4) 積込機のうち飼料作物積込アタッチメントのみを導入する場合は、他の飼料作物収穫機械と併せて導入し、一連の収穫作業体系を確立する場合に限り、補助対象とする。

対象作目等 農業用機械の種類 対象地域	草地等の造成・改良・整備、土壌・土層改良、飼料生産		家畜ふん尿の処理利用	
	北海道	都府県	北海道	都府県
トラクターの類	<p>※※※ 車輪型農用トラクター（おおむね90PS以上のものに限る。）</p> <p>※※※ 履帯型農用トラクター</p> <p>※※※ ブルドーザー</p>	<p>※※※ 車輪型農用トラクター（おおむね60PS以上のものに限る。）</p>		
作業用機械	<p>乗用トラクター用又は自走式の下記の機械</p> <p>※※※ 深耕用機械</p> <p>※※※ 心土破碎、石抜、抜根用機械</p> <p>暗渠、明渠施工用機械</p> <p>土壌改良用資材の収集、運搬、加工、散布用機械</p> <p>※※※ 耕起、砕土、鎮圧、均平、砕石用機械</p> <p>※※※ 牧草播種機（複合作業機を含み、条播にあつては、12条播き以上のものに限る。）</p> <p>草地等の造成・改良・整備の用に供する障害物除去、基盤修正用機械</p>		<p>家畜ふん尿の処理利用に係る収集、運搬、加工、散布、深耕施肥用機械（液肥運搬散布機については、容量300リットル以上のものに限る。）</p>	

- (注) 5) ※※※印の農業用機械については、畜産施策を総合的に推進するための飼料作物を対象とした事業を行う場合に限り補助対象とする。
- 6) 草地等の造成・改良・整備、土壌・土層改良、飼料生産用機械が補助対象とされるのは、これらの機械の事業主体及び管理主体が市町村、農業協同組合、公社、土地改良区又は飼料生産受託組織である場合に限る。
- 7) 草地等の造成・改良・整備、土壌・土層改良用機械には桑園改良整備用ルートレーキ、ディッチャー、ドレーナー、弾丸暗渠機、麦用ハンマーナイフモア及びレーキを、また、家畜ふん尿の処理利用機械にはフロントローダーを、それぞれ含まないものとする。ただし、畜産施策を総合的に推進するための事業を行う場合に限り、弾丸暗渠機、レーキ及びフロントローダーを補助対象とすることができるものとする。
- 8) 本表の収集、運搬等の機械には汎用のあるトラック等は含まないものとする。
- 9) 土壌改良用資材の運搬、散布用機械（堆きゅう肥の製造に係る原料の運搬に供するものを除く。）が補助対象とされるのは、これらの機械が飼料作物に係るものである場合に限る。

別表第2

<p>対象事業</p>	<p>農山漁村振興交付金のうち農山漁村振興交付金 (農山漁村発イノベーション対策) 実施要領別記3の 別表3の1の第1の1の(12)において実施する事業</p>
<p>補助対象農業機械</p>	<p>レーザー式均平作業機(土層改良、耕うん整地作業機 を含み、レーザー光線の受光により田面の高低差を感 知して作業機を昇降させる機能を有するものに限 る。)</p> <p>栽培管理ビークル(乗用型で、防除、施肥等生育期間 中の管理作業機能を有し、かつ、田植作業アタッチメ ントの装着が可能なものに限る。)</p> <p>普通型コンバイン(複数作物の収穫機能を有するもの に限る。)</p> <p>水稻播種機(施肥等複合作業機を含み、出芽、苗立を 安定させるための播種深度の調節機能等を有するもの に限る。)</p>

別表第3

農業用施設の種類	補助対象
温室（ガラス室及びプラスチックハウス）	育苗用の共同利用温室 省エネルギーモデル温室（太陽熱、地熱水等の石油代替エネルギー利用型の共同利用温室に限る。） ※ 周年栽培用高温抑制型温室（新規就農者に対するリース用施設に限る。） ※※ 低コスト耐候性ハウス
畜舎	肉用牛経営、養豚経営及びほ育苗のための共同利用畜舎 酪農営農において飼養管理作業の省力化を行うのに必要な共同利用フリーストール牛舎及び共同利用ミルクパーラー 畜産環境保全のための集団的経営移転を行うのに必要な共同利用畜舎 養鶏経営において防疫体制の強化を行うのに必要な共同利用ウインドレス鶏舎
サイロ （スチールサイロを除く。）	畜産経営等のための共同利用サイロ 畜産環境保全のための集団的経営移転を行うのに必要な共同利用サイロ 飼料給与に関する新技術（麦を主体としたホールクロップサイレージの給与体系、コンプリートフィードの給与体系、ステージフィーディングの給与体系その他これに類する新技術をいう。）の実験展示のための共同利用サイロ
蚕室	稚蚕共同飼育用蚕室（共同催青に係る施設を含む。） 自動飼育装置を装備したモデル共同利用壮蚕用蚕室（自動給桑装置を有するものに限る。）

- (注) 1 本表の「共同利用」には、施設を分散して設置し、農業者が個別に利用するものを含まないものとする。
- 2 ※印の農業用施設については、新規就農者（「農業経営基盤強化促進法」（昭和55年法律第65号）に基づく認定新規就農者等）に対しリースすることを目的として、農業協同組合（農業協同組合連合会を含む。）及び市町村、公社等の公的主体に整備する場合に限定するものとし、夏期における温室内気温の上昇を抑制しうる構造を有することにより周年的な栽培を可能とする軒高3.5m以上の大容積温室又は床面積に対する屋根面開口部面積が80%以上の開放型温室であり、5年以上の長期展張性被覆資材を利用したものとする。
- 3 ※※印の農業用施設については、耐風速50m/s（ただし、過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。）以上又は耐雪荷重50kg/m<sup>2</sup>以上の強度を有し、プラスチックフィルムを被覆資材とした共同で利用するハウスとし、かつ、設置コストが同規模、同強度の鉄骨ハウスの7割以下のものに限る。